

◎新潟県告示第690号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定し、同条第4項の規定により告示する。

令和8年8月18日

新潟県知事 花 角 英 世

1 知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-1-フェロセノイル-6-メチル-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1 F e - L S D）
- (2) N, N-ジエチル-2-（2- {[4-（2-フルオロエトキシ）フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類（通称名：F l u e t o n i t a z e n e）
- (3) N, N-ジエチル-2-（2- {[4-（2-メチルプロポキシ）フェニル]メチル}-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル）エタン-1-アミン及びその塩類（通称名：I s o b u t o n i t a z e n e）
- (4) N- [2-（5-メトキシ-1H-インドール-3-イル）エチル]-2-メチルプロパン-1-アミン及びその塩類（通称名：5-Me O-N i B T、5-Me O-i B T）

2 指定の理由

条例第2条第6号に規定する危険薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が発生する日

令和8年8月19日